

## 平成 21 年度水道関係予算 (案) について

平成 20 年 12 月 20 日  
厚生労働省健康局水道課

## ○政策の目標

水道ビジョン (平成 20 年 7 月改定) に基づく取組の推進

- ・ 災害、危機管理対策の推進
- ・ 水道事業の運営基盤の強化
- ・ 国際貢献の推進 等

## 公共事業関係予算 (水道施設整備費)

(単位: 百万円)

区 分	平成 20 年度 予 算 額	平成 21 年度 予算額 (案)	対 前 年 度 増 △ 減 額	対 前 年 度 比 率 (%)
水道施設整備費	100,848	95,805	△ 5,043	95.0
簡易水道	29,684	28,349	△ 1,335	95.5
上水道	71,110	67,418	△ 3,692	94.8
調査費	54	38	△ 16	70.4

注) : 厚生労働省、国土交通省 (北海道、離島・奄美、水資源機構)、内閣府 (沖縄) 計上分の総計

## 【国庫補助制度の拡充】

## 1. 水道水源開発等施設整備費補助

## (1) 事業統合を行う場合の「老朽管更新事業」「重要給水施設配水管」「石綿セメント管更新事業」の補助採択基準の緩和 (平成 30 年度までの時限措置)

給水人口 5 万人以上の水道事業者に係る水道料金要件を、次のいずれかに該当する水道事業者が行う場合には適用しない。

- ① 平成 21 年度以降に他の水道事業との事業統合 (市町村区域を超えた経営統合を含む。)、あるいは水道用水供給事業との事業統合 (経営統合を含む。) を行った水道事業に係る水道事業者。
- ② 水道事業との事業統合計画、あるいは水道用水供給事業との事業統合計画が、広域的水道整備計画に定められている水道事業に係る水道事業者。ただし、平成 30 年度までに統合する計画であるものに限る。

## (2) 「老朽管更新事業」の補助対象の追加

基幹管路に布設されている耐震性の低い継手の「塩化ビニル管」を、老朽管更新事業の補助対象に加える。

## (3) 「老朽管更新事業」の補助採択基準の緩和 (平成 25 年度までの時限措置)

老朽管更新事業のうち、基幹管路に布設されている鑄鉄管及びコンクリート管の更新であって、次のいずれにも該当する水道事業者が行う場合には、「給水人口 5 万人以上の水道事業者に係る水道料金要件」を適用しない。

- ① 基幹管路における「布設後 20 年以上経過した鑄鉄管、コンクリート管」 (以下「老朽管」という。) が、基幹管路延長の 10% 以上残存している水道事業者。
- ② 単年度あたり、基幹管路延長の 1.5% 以上又は 5 km 以上の老朽管更新を行う整備計画により事業を行う水道事業者。

## 2. 簡易水道等施設整備費補助

### (1) 「簡易水道統合整備事業」の補助採択基準の緩和

- ① 「同一行政区域内に存在する」との補助採択基準を撤廃する。
- ② 「しゅん工後10年以上経過した」との補助採択基準を撤廃する。ただし、平成28年度までに統合しなければならない簡易水道等に限る。

### (2) 「基幹改良事業」の補助対象の追加

「飲料水供給施設」を基幹改良事業の補助対象に加える。ただし、平成28年度までに統合しなければならない飲料水供給施設であり、かつ、以下の地域にあるものに限る。

- ・ 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、半島振興法に定める地域

### (3) 「基幹改良事業」の補助採択基準の緩和

基幹改良事業のうち「管路を廃止して新設する事業」について、次のとおり補助採択基準を緩和する。

- ① 管路延長距離要件の20%以上を10%以上に引き下げる。ただし、財政力指数が0.30以下の市町村が行う事業に限る。
- ② 鋳鉄管及びコンクリート管の更新については、管路延長距離要件を適用しない。

## 3. 補助メニューの廃止

次の事業については、平成20年度限りで廃止する。

- ① 水道水源開発等施設整備費補助
  - ・ 「浄水場排水処理施設」
  - ・ 水質検査施設等整備費の中の「水質検査施設」
- ② 簡易水道等施設整備費補助
  - ・ 「特鉱水道施設」

## 非公共関係予算

### ○水道ビジョン推進事業費

水道産業国際展開推進事業費

22百万円 → 22百万円

アジアをはじめとする世界の水道の発展に貢献していくために、我が国の水道技術・制度等に関するアジアでの現地セミナー及び水道関係者との政策対話の開催、水道事業のニーズ調査等を実施し、我が国の水道分野の国際展開の取組を支援していく。

(参 考)

## 平成20年度第2次補正予算(案)について

管路、配水池等の水道施設の耐震化の一層の促進を図るため、以下のとおり、平成20年度第2次補正予算(案)に所要額を計上。

### 公共事業関係予算(水道施設整備費)

(単位:百万円)

区 分	第2次補正予算額(案)
厚生労働省計上分	8,450
内閣府計上分(沖縄)	1,530
国土交通省計上分(北海道)	200
合 計	10,180

### 【国庫補助制度の拡充】

水道水源開発等施設整備費補助(ライフライン機能強化等事業費)

#### ①重要給水施設配水管(緊急時給水拠点確保等事業費)

- ・資本単価要件を適用しない。
- ・給水人口5万人以上の水道事業者に係る水道料金要件を適用しない。
- ・補助対象に、導水管及び送水管を加える。

#### ②基幹水道構造物の耐震化事業(緊急時給水拠点確保等事業費)

- ・資本単価要件を適用しない。

#### ③石綿セメント管更新事業(水道管路近代化推進事業費)

- ・資本単価要件を適用しない。
- ・給水人口5万人以上の水道事業者に係る水道料金要件を適用しない。
- ・「老朽度の高い」との要件を適用しない。

#### ④老朽管更新事業(水道管路近代化推進事業費)

- ・資本単価要件を適用しない。
- ・給水人口5万人以上の水道事業者に係る水道料金要件を適用しない。
- ・補助対象に布設後20年以上経過した「塩化ビニル管」を加える。なお、配水支管を含む。

## 平成21年度水道関係予算額（案）の概要

厚生労働省健康局水道課

(単位：千円)

事 項	平成20年度 予 算 額	平成21年度 予算額(案)	対前年度 増△減額	対前年度 比率(%)
<b>非公共事業費</b>	121,371	115,851	△ 5,520	95.5
(項) 水道安全対策費	104,873	100,813	△ 4,060	96.1
1. 日米環境保護協力協定費	1,154	1,154	0	100.0
2. 水道行政強化拡充費	9,688	9,655	△ 33	99.7
3. 水質管理等強化対策費	16,445	16,958	513	103.1
4. 水道水源水質対策費	22,710	18,193	△ 4,517	80.1
5. 給水装置等対策費	16,704	14,344	△ 2,360	85.9
6. 水道ビジョン推進事業費	26,892	25,588	△ 1,304	95.2
(1) 危機回避計画策定指針等検討調査費	4,691	4,068	△ 623	86.7
(2) 水道産業国際展開推進事業費	22,201	21,520	△ 681	96.9
7. 水道事業認可等事務取扱費	0	736	736	—
8. 給水装置データベース事業促進費	8,458	11,363	2,905	134.3
9. 給水装置工事主任技術者国家試験費	2,822	2,822	0	100.0
(項) 国際機関活動推進費				
国際水協会・水供給に関する運用と管理ネットワーク拠出金	16,498	15,038	△ 1,460	91.2
<b>公共事業費(他府省計上分含む)</b>	100,848,000	95,805,000	△ 5,043,000	95.0
1. 水道施設整備事業調査費	50,787	35,000	△ 15,787	68.9
(1) 水道施設設置状況等基礎調査	4,979	3,433	△ 1,546	68.9
(2) 水道施設整備施工技術動向調査	7,680	5,250	△ 2,430	68.4
(3) 水道におけるアセットマネジメント導入に関する調査	9,239	6,332	△ 2,907	68.5
(4) 長期的な水需要を考慮した広域的な水道施設の再構築がトラン策定調査	11,329	7,834	△ 3,495	69.1
(5) 水資源開発施設の有効利用等に関する調査	0	5,457	5,457	—
(6) 浄水処理施設等の最適化等に関する調査	0	6,694	6,694	—
(7) 前年度限りの経費	17,560	0	△ 17,560	0.0
2. 水道施設整備費補助	100,794,000	95,767,000	△ 5,027,000	95.0
(1) 簡易水道等施設整備費補助	29,683,650	28,348,585	△ 1,335,065	95.5
水道未普及地域解消事業	7,991,908	6,378,862	△ 1,613,046	79.8
簡易水道再編推進事業	16,747,114	16,915,534	168,420	101.0
生活基盤近代化事業	4,473,428	4,567,189	93,761	102.1
閉山炭鉱水道施設整備事業	80,000	102,000	22,000	127.5
簡易水道施設整備費(沖縄分)	391,200	385,000	△ 6,200	98.4
(2) 水道水源開発等施設整備費補助	71,110,350	67,418,415	△ 3,691,935	94.8
水道水源開発施設整備費	13,236,463	11,191,312	△ 2,045,151	84.5
水道水源開発等施設整備費(沖縄分)	13,452,581	13,444,519	△ 8,062	99.9
水道水源開発施設整備費(水資源機構分)	6,385,000	6,321,000	△ 64,000	99.0
水道広域化施設整備費	17,821,264	14,257,267	△ 3,563,997	80.0
高度浄水施設等整備費	8,539,895	8,583,533	43,638	100.5
浄水場排水処理施設整備費	130,000	0	△ 130,000	0.0
水質検査施設等整備費	246,000	235,000	△ 11,000	95.5
ライフライン機能強化等事業費	9,597,928	11,825,303	2,227,375	123.2
緊急時給水拠点確保等事業費	4,530,377	5,072,580	542,203	112.0
基幹管路耐震化整備事業費(災害復旧事業との連携事業)	95,000	40,000	△ 55,000	42.1
水道管路近代化推進事業費	4,972,551	6,712,723	1,740,172	135.0
上水道施設整備費(沖縄分)	1,701,219	1,560,481	△ 140,738	91.7
3. 水道施設整備事業調査諸費	3,213	3,000	△ 213	93.4
<b>水道関係予算合計</b>	100,969,371	95,920,851	△ 5,048,520	95.0

注：公共事業費については、国土交通省(北海道・離島・奄美・水資源機構)及び内閣府(沖縄)計上分を含めた水道施設整備費の総額

## 平成21年度水道施設整備費予算額(案)の概要(公共事業)

(単位:千円)

事 項	平成20年度 予 算 額	平成21年度 予算額(案)	対 前 年 度 増 △ 減 額	対 前 年 度 比 率 ( % )
1. 水道施設整備事業調査費	50,787	35,000	△ 15,787	68.9%
2. 水道施設整備費補助	100,794,000	95,767,000	△ 5,027,000	95.0%
(1)簡易水道等施設整備費補助	29,683,650	28,348,585	△ 1,335,065	95.5%
水道未普及地域解消事業	7,991,908	6,378,862	△ 1,613,046	79.8%
簡易水道再編推進事業	16,747,114	16,915,534	168,420	101.0%
生活基盤近代化事業	4,473,428	4,567,189	93,761	102.1%
閉山炭鉱水道施設整備事業	80,000	102,000	22,000	127.5%
簡易水道施設整備費(沖縄分)	391,200	385,000	△ 6,200	98.4%
(2)水道水源開発等施設整備費補助	71,110,350	67,418,415	△ 3,691,935	94.8%
水道水源開発施設整備費	13,236,463	11,191,312	△ 2,045,151	84.5%
水道水源開発等施設整備費(沖縄分)	13,452,581	13,444,519	△ 8,062	99.9%
水道水源開発施設整備費(水資源機構分)	6,385,000	6,321,000	△ 64,000	99.0%
水道広域化施設整備費	17,821,264	14,257,267	△ 3,563,997	80.0%
高度浄水施設等整備費	8,539,895	8,583,533	43,638	100.5%
浄水場排水処理施設整備費	130,000	0	△ 130,000	0.0%
水質検査施設等整備費	246,000	235,000	△ 11,000	95.5%
ライフライン機能強化等事業費	9,597,928	11,825,303	2,227,375	123.2%
緊急時給水拠点確保等事業費	4,530,377	5,072,580	542,203	112.0%
基幹管路耐震化整備事業費 (災害復旧事業との連携事業)	95,000	40,000	△ 55,000	42.1%
水道管路近代化推進事業費	4,972,551	6,712,723	1,740,172	135.0%
上水道施設整備費(沖縄分)	1,701,219	1,560,481	△ 140,738	91.7%
3. 水道施設整備事業調査諸費	3,213	3,000	△ 213	93.4%
水道施設整備費 合計	100,848,000	95,805,000	△ 5,043,000	95.0%

注:(沖縄分)及び(水資源機構分)以外の事業は厚生労働省、国土交通省(北海道・離島・奄美)計上分を合計したものである。

### (参考)府省別計上内訳

府 省 名	平成20年度 予 算 額	平成21年度 予算額(案)
厚生労働省	70,946,000	66,544,000
内 閣 府(沖縄分)	15,545,000	15,390,000
国土交通省(北海道)	5,238,000	4,977,000
(離島・奄美)	2,734,000	2,573,000
(水資源機構)	6,385,000	6,321,000
合 計	100,848,000	95,805,000

# 平成21年度水道施設整備費の執行スケジュール等について

## 1. 年間スケジュール (案) ※1

	平成21年												平成22年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
(1) 事業評価 (平成22年度予算分)	再評価対象事業 の確認作業	ヒアリング (ダム事業等)		評価内容の 事前報告・相談等				評価資料(案)の提出		評価結果資料の提出			評価結果の公表		
(2) 平成21年度追加要望 調査等		(第1回追加要望)	内容審査・実施計画 (必要に応じヒアリング)	内示	(第2回追加要望)	内容審査・実施計画 (必要に応じヒアリング)	内示	(第3回追加要望)	内容審査・実施計画 (必要に応じヒアリング)	内示					
(3) 平成22年度要望調査等		概算要望額の調査						要望書等の提出	ヒアリング	内容審査・実施計画			予算成立後内示		

※1 上記スケジュールによることができない個別案件については、21年3月中に（それ以降特段の事由が生じた場合はその時点で速やかに）相談すること。

※2 平成21年度に再評価を行う事業のうち、ダム事業及び広域化事業（水需要が関係するもの）の再評価については、事業内容（ダム事業等の進捗状況含む）等について各事業体からヒアリングを実施（4～5月実施予定）する。その後、評価内容等について適宜事前報告・相談等を行うこと（下記2.（1）③参照）。

ダム事業及び広域化事業（水需要が関係するもの）以外の事業の再評価については、個別案件により、必要がある場合はヒアリングを実施する。

## 2. 執行に当たっての留意事項について

### (1) 事業評価関係

- ① 平成21年度内に追加要望を行う事業に係る事前評価については、原則として第三者委員会開催前に評価内容等について適宜当課への事前報告・相談等を行い、第三者委員会における事前評価結果を追加要望と併せて提出すること。
- ② 平成21年度の新規事業については、原則として第三者委員会開催前に評価内容等について適宜当課への事前報告・相談等を行い、10月末までに評価資料（案）を提出すること。また、第三者委員会における事前評価結果を12月末までに提出すること。
- ③ 平成21年度に再評価を行う事業についても、原則として第三者委員会開催前に、評価内容等について適宜当課への事前報告・相談等を行い、10月末までに評価資料（案）を提出すること。また、第三者委員会における再評価結果を12月末までに提出すること。

注) 評価内容等についての事前報告・相談等については、十分な時間的余裕を持って行うこと。

### (2) 平成21年度事業の追加要望について

平成21年度水道施設整備費の追加要望に当たっては、補助メニューの追加に伴う新規要望のみではなく、既内示事業に係る平成22年度事業及び平成22年度以降に着工予定事業の平成21年度への積極的な前倒しを検討の上、追加要望を行うようお願いする。

(資料2-3)

健水発第 0808001 号  
平成 20 年 8 月 8 日

各都道府県水道行政主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局水道課長  
(公 印 省 略)

水道施設整備費国庫補助事業の需要予測等に係る精度の向上について

標記については、平成 20 年 8 月 8 日に総務省より、「公共事業の需要予測等に関する調査」の結果に基づく勧告が公共事業を所管する総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省に対して行われたところである。

当該勧告の所見においては、公共事業の需要予測等に用いた数値の根拠や算出過程の明確化、適時な需要予測等の見直し及びその結果の事業への反映、需要予測値と実績値が乖離している場合の原因分析等が求められている。

については、当該勧告の趣旨を踏まえ、水道施設整備費国庫補助事業の需要予測等の的確な実施に資する観点から、当該事業の需要予測等に係る精度の向上に取り組むよう貴管下関係水道事業者及び水道用水供給事業者に対して周知願いたい。